

# 令和4年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 東山地域包括支援センター

## 1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間帯】 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 休業時間、休業日は転送電話にて担当職員が対応。緊急時にも連絡できる体制を取っている。 【事業実施地域】 東山区のうち、清水学区、六原学区、修道学区、貞教学区
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

## 2 事業実施内容

①総合相談・支援事業 専門職による相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握。 ②権利擁護事業 成年後見制度の活用と円滑な利用に向けての取組みを行い、老人福祉施設への措置、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の権利擁護を支援。 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 包括的・継続的ケア体制の構築、地域における介護支援専門員へのネットワーク構築と活用、介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言。 ④介護予防ケアマネジメント事業 自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とした介護予防事業に関するケアマネジメント ⑤一人暮らし高齢者全戸訪問事業 地域福祉組織と連携し、対象世帯への訪問等による実態把握。
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容
(参考) 自主事業内容

## 3 サービス提供状況

【職員体制】 センター長：1名（併設通所介護支援事業所の施設長と兼務）、主任介護支援専門員：1名、社会福祉士1名、保健師：1名、経験のある看護師：1名、介護支援専門員：2名 合計：7名
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

## 4 市内中小企業への発注に対する考え方

本会においては、本会経理規程により100万円以上に関しては、一般競争入札に付することとし、100万円未満の委託業務に関しては、随意契約としています。一般競争入札の場合は、市内中小企業も含めて広く公募し、随意契約では、市内中所企業にも配慮し、見積り合せを行っています。
---

## 5 施設の利用状況（施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など）

### (1) 介護予防支援給付対象者数（実績値）

2346 人

### (2) 相談延べ件数（実績値）

2031 件

### (3) 収支実績

#### ア 令和4年度収入状況（単位：円）

委託料	21,550,124
介護保険収入	11,962,328
その他	132,660
収入計	33,645,112

#### イ 令和4年度支出状況（単位：円）

人件費	28,909,079
事業費	1,259,938
委託費	66,492
小額修繕費	25,100
その他	3,378,967
支出計	33,639,576

## 6 施設の利用者満足度の把握

### (1) 利用者満足度の把握状況

令和4年度ユーザーアンケートは実施せず。地域の高齢者や地域福祉団体の方々からご意見を頂いた場合は丁寧に対応し、苦情などが発生しないように努めている。

### (2) 利用者満足度把握の結果

令和4年度上期についてはコロナの蔓延もあったが、地域ケア会議は開催し、地域の役員等からは地域包括支援センターの活動に対して満足されている旨の内容を聞き取っている。また、地域の高齢者からも地域包括支援センターに対して大きな苦情は寄せられていない。

### (3) 意見等への主な対応状況

引き続き、地域に対しては積極的に地域包括支援センターの存在を広報しており、利用しやすいセンターを目指している。包括に対しての相談や意見があった場合には職員会議にて共有するように努めている。

## 7 評価（指定管理者自己評価）

令和4年度も上半期はコロナウイルス感染拡大により訪問や会議などの対応が制限される中での活動を余儀なくされたものの、下半期は感染者数の減少、世間のコロナウイルスに対する認識の変化等により従来までの包括の活動が行えつつある状況となった。当センターの担当学区は4学区であるが、地域ケア会議については参集にて全学区で2回～3回開催し、地域の高齢者への見守り状況や活動状況について意見交換を行うことができた。必要なケースについては個別地域ケア会議を開催し、きめ細かな支援が実施できるように努めた。圏域のケア会議については参集方式にて「終活について」勉強会を開催し、地域の方々から好評を得ることができた。これまでの関係性の中で地域とのネットワーク構築が着々と進んでおり、今後ますます地域の中での高齢者や障害者といった要援護配慮者への支援が必要となってくる中で、専門的な知識の習得を職員研修等を通じて実施し、障害を理由とする差別の解消に向けた理解を深めていけるように努めた。新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に格下げとなったものの、感染症自体がなくなった訳ではなく、今後も引き続き感染対策を徹底しながら、地域の高齢者に対して丁寧な対応を心掛けていきたいと考えている。